

幸せを求めて

問合先 人権推進課
☎24-2444

12月4日～10日は人権週間です

12月10日は

「人権デー」

「人権デー」とは、1948年12月10日「世界人権宣言(※)」の採択を記念して国連が定めた、世界的な記念日です。日本では、人権デーを最終日とする一週間を人権週間とし、人権尊重思想の普及高揚のための啓発活動を全国的に展開しています。本市でも、街頭啓発や人権特設相談などを通じ、皆さんに人権尊重思想への理解をよりいっそう深めていただけるよう、重点的に活動をしていきます。



※「世界人権宣言」

人権および自由を尊重し確保するために、「すべての人民とすべての国とが達成すべき共通の基準」を宣言したものです。また、これを条約化したものが、1966年の国連総会で採択された「国連人権規約」で、人権諸条約の中でも最も基本的かつ包括的なものです。「経済的、社会的及び文化的権利に関する国際規約」(A規約)と「市民的及び政治的権利に関する国際規約」(B規約)からなっています。日本は、1979年に批准しています。

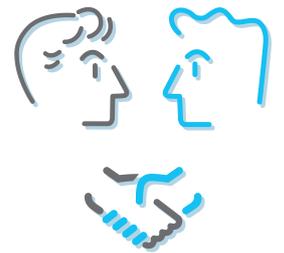
◇人権週間特設相談の案内

人権週間に合わせ、人権特設相談を左記の日程で行います。相談のある方は遠慮なくお越しください。

日時	場所	問合先
11月30日(火) 9:30～11:30	都賀老人憩いの家 (都賀町原宿582-1)	都 市民生活課 ☎29-1102
12月7日(火) 10:00～12:00	藤岡福祉センター (藤岡町藤岡810)	藤 市民生活課 ☎62-0903
12月10日(金) 10:00～12:00	大平隣保館 (大平町新1305-3)	大 人権推進課 ☎43-6611
12月10日(金) 10:00～15:00	厚生センター (旭町9-7)	本 人権推進課 ☎24-2444

◇助け合いの社会の実現のために

現在、高齢者や障がい者などを施設に隔離せず、一緒に助け合いながら暮らしていくのが正常な社会のあり方であるとする考え方が、いわゆるノーマライゼーションの理念を基に住生活、教育、就業、交通機関、IT技術等、日々、進化を遂げています。その中でも、IT技術関連の進



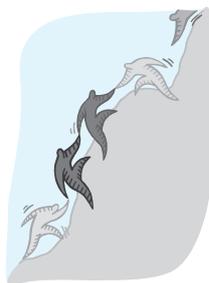
歩はめざましくその進歩と共に、私たちの生活もより豊かに、便利になってきました。

そうした進歩の中で、最近「ウェブアクセシビリティ」(高齢者や障がい者も含めた、誰もが情報を取得・発信できる柔軟性に富んでいて、アクセスした誰もが同様に情報を共有できる状態にあること)という考え方が注目されています。こうした理念に基づき構築されたネットワーク環境は、肢体不自由、知的障がい、視覚・聴覚障がいを抱えた人、そして、学習障がい(注1)やアスペルガー症候群(注2)のような目に見えない形ではない脳の障がい等を抱え、様々な要因で他人と会話を通してコミュニケーションをとることが限られてしまう人々にとつて、大変心強い味方と言えるでしょう。

しかし進歩を続ける過程で同時に、ネットワーク環境の悪い側面もクローズアップされることもしばしばあり、有害であると結論づけられてしまうことも少なくありません。

ここで、私たちが考えなければならぬことは、そのような環境を否定し、排除することではなく、誰もが快適に過ごせる使い方を会得することなのではないでしょうか。一人ひとりが正しい知識を持ち、正しい使い方をすれば、私たちにとって有益なツール(手段・道具)として日常生活の中で活用することができるようになります。

ネットワーク環境に留まらず、周囲の方々が高齢者・障がいに対して理解し、支援することが出来る環境があれば、もっと多くの人が地域の中で活躍できる場が広がると思います。



(注1) 学習障がい

基本的には全般的な知的発達に遅れはないが、聞く、話す、読む、書く、計算する又は推論する能力のうち特定のものの習得と使用に著しい困難を示す様々な状態を指すもの

(注2) アスペルガー症候群
社会性・興味・コミュニケーションについて特異性が認められる広汎性発達障がい